

側方衝突警報装置(Blind Spot Information System)関係

- 適用範囲
 - 車両総重量8トン以上の貨物自動車

- 改正概要
 - 本年3月の国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第177回において、自転車の左折巻き込み事故を予防するための側方衝突警報装置の国際基準が新たに策定される予定であり、我が国においても当該基準を導入することとします。

- 改正時期(予定)
 - 平成31年10月

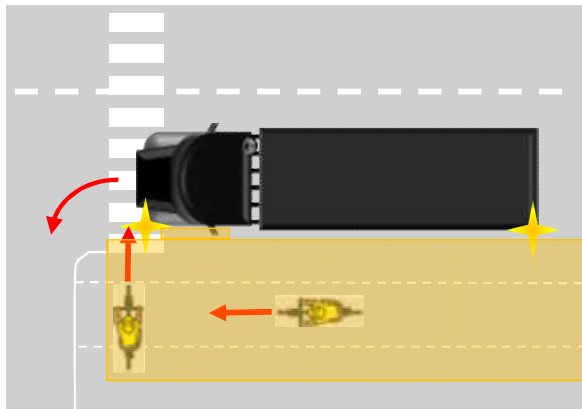
- 適用時期は、欧州における動向等を踏まえ、今後検討。

側方衝突警報装置の国際基準について

- 側方衝突警報装置※とは、左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に視覚及び音により運転手に警報し、左折巻き込み事故を予防するための装置。
- 自動車対自転車の事故においては、巻き込み事故が多く、当該装置の普及により左折巻き込み事故の削減が期待されている。 ※Blind Spot Information System

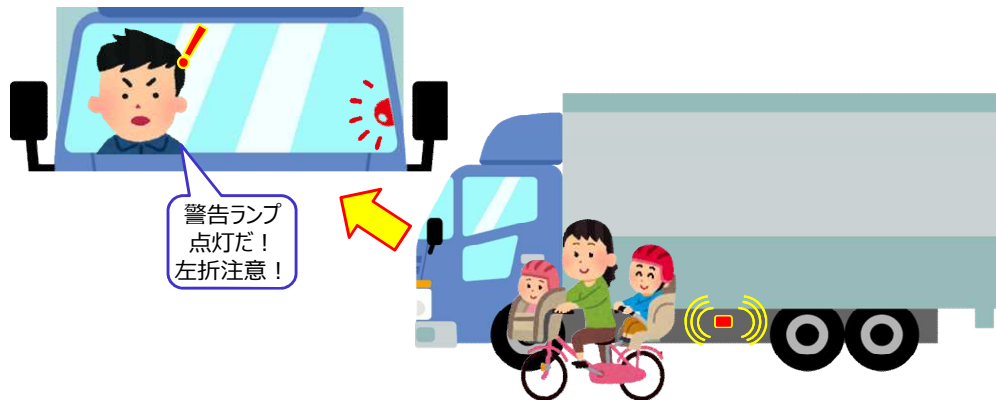
側方衝突警報装置の概要

1. 車体左側に設置のレーダー等で走行中の自転車を検知



接近してくる
自転車を認識

2. ドライバーに警報



三菱ふそうトラック・バス(株)提供資料より国土交通省作成

国際基準の概要

2019年10月 国際基準が発効見込み

○対象となる車両

- 車両総重量8トン超の貨物自動車（予定）

○主な要件

- 時速30km/h以下で走行中、左側方を走行中の自転車を検知できること。
- 検知範囲は自動車の左側面0.9m～4.25mの範囲。
- 前輪タイヤ付近においては、0.25m～0.9mの範囲においても検知しなければならない。
- 運転者が左折しようとした際に自転車と衝突する可能性がある場合に警報しなければならない。
- 警報は視覚及び音による警報とする。